（特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付・法第百八条等）

第六十条　特別抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は法第百十条第一項において準用する法第百三条第三項の規定による抗告却下の決定があったときを除き、抗告提起通知書を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に送付しなければならない。

（特別抗告の抗告理由書の提出期間・法第百八条等）

第六十一条　特別抗告の抗告理由書の提出の期間は、抗告人が前条の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。

（特別抗告の理由を記載した書面の写しの添付・法第百八条等）

第六十二条　特別抗告の理由を記載した書面には、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）の数に六を加えた数の写しを添付しなければならない。

（抗告裁判所への事件送付・法第百八条等）

第六十三条　特別抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は抗告却下の決定があったときを除き、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。この場合において、原裁判所は、抗告人が特別抗告の理由中に示した子の返還申立事件の手続に関する事実の有無について意見を付することができる。

2　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録を送付してしなければならない。ただし、原裁判所が子の返還申立事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

3　抗告裁判所の裁判所書記官は、前項の規定による子の返還申立事件又は抗告事件の記録の送付を受けたときは、速やかに、その旨を原審における当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

4　第二項ただし書の規定により抗告事件の記録のみが送付された場合において、抗告裁判所が同項の子の返還申立事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

（特別抗告の抗告理由書の写しの送付・法第百八条等）

第六十四条　抗告裁判所は、原裁判所から事件の送付を受けた場合には、特別抗告が不適法であるとき又は特別抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に対し、特別抗告の抗告理由書の写しを送付しなければならない。

（執行停止の申立ての方式等・法第百九条）

第六十五条　法第百九条第一項ただし書の申立ては、書面でしなければならない。

2　法第百九条第一項ただし書の規定による裁判があったとき又は当該裁判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

（差戻し等の通知）

第六十六条　法第百十条第二項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百二十五条第一項前段若しくは第二項又は第三百二十六条の規定による裁判があったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十条）

第六十七条　第五十四条第二項、第五十七条及び第五十八条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十三条第一項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「法第三百十三条第一項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十一条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）」と読み替えるものとする。

第三目　終局決定に対する許可抗告

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十二条）

第六十八条　第五十四条第二項及び第五十七条から第六十六条までの規定は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第五十四条第二項中「前項の抗告状」とあるのは「法第百十一条第二項の規定による許可の申立書」と、同条、第六十条、第六十二条及び第六十三条第一項中「特別抗告」とあるのは「法第百十一条第二項の申立て」と、第五十九条から第六十一条までの規定中「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と、第五十九条中「抗告理由書」とあり、並びに第六十一条及び第六十四条中「特別抗告の抗告理由書」とあるのは「法第百十一条第二項の申立てに係る理由書」と、第六十条及び第六十三条第一項中「抗告状却下」とあるのは「法第百十一条第二項の規定による許可の申立書の却下」と、第六十条中「法第百十条第一項において準用する法第百三条第三項の規定による抗告却下」とあり、及び第六十三条第一項中「抗告却下」とあるのは「法第百十一条第二項の申立ての却下若しくは不許可」と、第六十四条中「特別抗告が不適法であるとき又は特別抗告」とあるのは「法第百十一条第二項の申立てが不適法であるとき又は同項の申立て」と、第六十六条中「第百十条第二項」とあるのは「第百十二条第二項」と読み替えるものとする。

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第百十一条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第百十一条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十八条第一項において読み替えて準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十三条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一条第二項の規定による申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十八条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

第四目　終局決定以外の裁判に対する不服申立て

（即時抗告の提起に係る記録の送付・法第百十三条）

第六十九条　終局決定以外の裁判に対する即時抗告（第三項の即時抗告を除く。）があった場合において、原裁判所が子の返還申立事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、第七十一条において準用する第五十五条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の子の返還申立事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

3　法第六十二条第十一項の規定による即時抗告があったときは、第七十一条において準用する第五十五条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

4　前項の場合には、同項の記録に、抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならない。